

議案第 9 号

調布市職員の配偶者同行休業に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

職員の配偶者同行休業について必要な事項を定めるため、提案するもの
あります。

調布市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第3項、第6項及び第11項の規定により、職員（法第26条の5第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項に規定する条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項に規定する条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が認めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。第7条第1号及び第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、任命権者が認める特別の事情とする。

3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項に規定する条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成15年調布市条例第2号）第17条第1項に規定する妊娠出産休暇により就業しなくなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出等)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合

- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員に対して前項の規定による届出を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(調布市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改める。

第18条第1項中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に改め、同条第2項中「又は自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」に、「及び自己啓発等休業」を「、自己啓発等休業及び配偶者同行休業」に改める。

(調布市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 調布市職員の退職手当に関する条例（昭和30年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第3項中「同法第27条」を「同法第26条の6に規定する配偶者同行休業、同法第27条」に改める。

第8条第4項第1号中「及び第3号に掲げる自己啓発等休業」を「、第3号に掲げる自己啓発等休業及び第4号に掲げる配偶者同行休業」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地方公務員法第26条の6に規定する配偶者同行休業 1分の1
(調整規定)

4 この条例及び調布市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成27年調布市条例第 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、調布市職員の自己啓発等休業に関する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。